

第1回「防火対象物の安全避難に関する有識者会議」議事要旨

- 1 開催日時 2024年7月1日（月）13：30～14：45
- 2 開催場所 兵庫県神戸市中央区江戸町 97 神戸市役所4号館1階本部員会議室
- 3 議事要旨
 - (1) 神戸市火災予防条例第49条の概要、制定背景等について
資料に沿って事務局が説明
 - (2) 意見交換
 - ・火災時に屋内廊下が煙で充満した場合でも、バルコニーが設置されていれば安全に避難することができる。
 - ・最近の建材は化合物が増えており、昔よりも火災時の煙の毒性が強くなっている。開放されているバルコニーは、屋内廊下と違い、煙の加害性を防ぐことができる。
 - ・避難が遅れ、バルコニーが設置されていない居室等に閉じ込められてしまった場合、火災による熱の影響から錯乱し、どんなに高いところでも飛び降りれば助かるのではないかという心理が働いてしまう。その点、バルコニーが設置され、避難経路が確保されれば安全に避難することができる。
 - ・バルコニーが設置されることにより、各階の開口部から上階への延焼を防ぐメリットがある。
 - ・設置されている防災設備について維持管理されていれば、有効に作動し、延焼防止や煙の加害性を防ぐことができるが、維持管理されていない場合を考えたときにバルコニーの設置などによる二方向避難経路の確保は重要である。
 - ・ホテルと福祉施設や病院とは切り離して考えるべきである。
 - ・避難についてはバルコニーに頼っている面があるが、防火区画という考え方もあるのではないか。
 - ・ホテルニュージャパンの火災は、スプリンクラー設備が維持管理されていなかったため火災の類焼を予防できなかつたことが一番の問題点ではないか。バルコニーの設置よりも煙や炎を遮断するような設備を設置する方が効果的ではないか。
 - ・バルコニーの設置免除の要件である延べ 6,000 m²未満という部分について、議論の焦点の一つであると考える。
 - ・防火対象物の安全避難について、避難計画を策定し、それに基づき訓練を繰り返すことが重要である。
 - ・ホテルについて、平時に利用者がバルコニーに出ないように、開口部の鍵をプラスチックでカバーしているが、換気するために割られることが多い。また、全室禁煙にもかかわらずバルコニーに出て煙草を吸う方がおり、非常に悩ましい。
 - ・高層ビルなどの一部にホテルが入る場合、その部分だけバルコニーが必要となり、デザイン的によろしくない。

- ・建物を建築する際に、バルコニーの設置により客室数が減少することや、バルコニーの建設コストがかかるということを考えると、事業採算性検討の中で、候補地としての神戸市の優先順位が下がるのではないか。
- ・建物全体にバルコニーがあると、もし、サミットや国際会議などを開催する場合、警備に支障があるのではないか。
- ・各階 199 m²の居室で、ワンフロアあたり 280 m²くらいだとすると、延べ 3,000 m²未満、9階建て、直通階段が一つしかない、スプリンクラー設備が設置されないホテルが設計できてしまう。一番危険な建物を想定し検討するべきではないか。
- ・避難安全検証法を使って火災の成長率とか在館者密度などを計算している建築物は、用途変更があると数値が大きく変動してしまう。消防局と建築主事でどのように連携をとるかが課題ではないか。
- ・防災センターなどに 24 時間従業員がいないようなホテルが増えている。自動火災報知設備が作動しても気づかない場合の対応を検討する必要があるのではないか。
- ・病院では、患者がバルコニーを介して抜け出し、行方不明になることがある。普段の患者の安全管理のことを考えると、バルコニーの設置は支障となっている。
- ・各階を防火シャッターなど防火区画で二つ以上に区画し、火災が発生すれば安全な区画に避難させるという手法がある。水平避難なので、車椅子でもいけるし、ストレッチャーでも運べる。水平避難を徹底していくと、バルコニーが無くても安全に避難できるのではないか。なお、水平避難は、屋内廊下を介して避難することとなるため、廊下部分の物品存置が避難の障害となる可能性がある。
- ・福祉施設について、夜間は特に従業員が少ないため、万が一、火災が発生した場合にできることは限られているので、バルコニーが設置され二方向避難経路が確保されていることは非常に重要である。
- ・福祉施設について、定期的に実施する避難訓練は、とにかく排煙窓を開けて、利用者をバルコニーに避難させ、消防の助けを待つといった訓練を実施している。
- ・バルコニーに通じる開口部を段差のないものとしなければならないことから、雨が施設内に入り込んでしまう。少しくらいの段差であれば車いすでも通れるので、その点について緩和してほしい。
- ・スプリンクラー設備を設置すれば、バルコニーの設置を免除と整理する方法が考えられるが、安全性を考えたとき本当に大丈夫なのか疑問である。スプリンクラー設備だけに頼ることは非常に危険であると考える。